

行政視察報告書

この度、兵庫県朝来市と京都府京都市を視察した概要について、別紙のとおりご報告いたします。

資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

平成28年8月26日

総務文教常任委員会

委員長	高橋 聖悟
副委員長	立身 万千子
委員	菅原 正志
委員	奥山 豊和
委員	本間 利博
委員	寿松木 孝
委員	佐藤 忠久
委員	遠藤 忠裕
委員	塩田 勉

横手市議会議長 佐藤 忠久 様

総務文教常任委員会 行政視察報告書

■期 日 平成28年7月11日（月）～13日（水）

■視察地 兵庫県朝来市・京都府京都市

兵庫県朝来市（7月11日訪問）

《市の概要》

人口31,679人。兵庫県のほぼ中央部に位置し、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝の地である。茶すり山古墳を始めとする多くの古代遺産、国史跡の竹田城跡や史跡の生野銀山などの中世から近世にかけての遺産などの歴史文化遺産など数多くあり、これらを有効に利用しつつ、広域交流拠点のまちとして「人と緑 心ふれあう 交流のまち 朝来市」をめざしている。

調査事項 「移住定住対策などについて」

《視察の概要》

若年層からシニアまで幅広い世代において、田舎暮らしのニーズが高まりつつある。今回、(株)宝島社が発行する「田舎暮らしの本」における2016年度住みたい田舎ベストランキング総合1位となった朝来市を視察し、移住定住などの取り組み等を調査する。



1. 移住・定住施策の総合的な展開について

第2次総合計画のなかで、人口政策を最重要課題としている。特に若者世代の移住定住に重点を置き、担当課を「朝来暮らし応援課」として移住定住の専門窓口を設置する。各部署で担当していた空き家バンク制度、定住支援、婚活、子育ての情報などを1つにまとめて制度の集約を図り、一体的に取り組むとともに、お試し住宅など様々な施策に加えて、交通の利便性、自然環境、災害が比較的少ないことも評価されて、田舎暮らしランキング106項目のなかで最高の評価を受けた。これは、行政だけの取り組みだけではなく、市民と一緒に取り組んだ結果である。

また、市民自治である「市民と協同のまちづくり」を積極的に行い、地域自治協議会を小学校区ごとに組織化している。住民の自律的な取り組みは、全国的に高い評価を受けて、総務省の表彰を受けている。このような取り組みがあつて、移住定住などの施策が成り立っている旨の説明があつた。

移住定住施策の総合的な展開に、人を中心として6つの多面的なアプローチにより、施策推進を図る。

- ① 空き家活用による定住促進
 - ・ 空き家バンク導入（平成 24 年度～）
（登録物件 59 件 利用登録者 169 件 成立数 20 件 移住者数 24 人）
 - ・ あさご暮らし体験住宅の整備
（体験住宅 2 軒、日常管理 地元区に委託、利用者との契約 月単位最大 12 ヶ月）
 - ・ 朝来市市民農園「クラインガルテン伊由の郷」
- ② U I J ターン総合窓口と情報発信
 - ・ 自分らしくいきいきと暮らすあさごスタイルの発信
（PR映像・移住セミナー・HP・フェイスブックの活用）
- ③ 田舎暮らし・多自然居住支援
 - ・ 人、地域との交流を通じたあさご暮らし体験（年3回実施）
- ④ 定住促進への支援制度の充実
 - ・ 多世代同居支援、住まいの支援、子育て支援（保育料の安さは県内トップ）
 - ・ 地域協同で進める移住定住事業に最大30万円支援。
- ⑤ 通勤圏の拡大
 - ・ 若者遠距離通勤者支援事業
 - ・ 雇用情報の提供：ハローワークとの相互情報共有化
- ⑥ 婚活支援の推進
 - ・ 希望に基づく未婚男女の出会いサポート

2. 今後の課題等について

全国的に移住・定住促進の取り組みが加速するなか、数ある自治体の中で、朝来市を選んでもらえるような政策を進める。金銭的支援の拡充よりも市の魅力や快適さ、朝来だから実現できる可能性に惹かれてきてもらう人を増やすスタンスに舵を切つていかないと財政的にも厳しい。今ここに暮らす方々の定住・Uターン政策にも力を入れていくことが大切とのこと。

3. 現地視察：「クラインガルテン伊由の郷」

都市生活者への農業・農村体験の提供を目的とした滞在型体験農園施設。週末滞在型や移住に向けたファーストステップとして活用。（全25区画契約済）



【所 感】

住みたい田舎ランキング1位になった理由を調査したわけであるが、移住定住を促進する上で、朝来市は、行政と住民が一緒に取り組みながら移住等へ導いている部分が、我々、または、他の自治体とは違うと感じた。また、移住定住に関係する、空き家バンク、子育て支援、そして、婚活などまで一体的に取り組みをする「朝来暮らし応援課」を設置して施策を進行させていることが特徴的であった。

京都国際マンガミュージアム（7月12日訪問）

《施設の概要》

京都の更なる発展のための新たな都市施設として、京都市と京都精華大学との共同事業により、マンガ資料を収集・保存し、それらをもとにした研究成果をベースとして、研究機能、博物館、図書館機能、生涯学習機能、新産業創出、人材育成機能を有する我が国初のマンガ文化の総合的拠点「京都国際マンガミュージアム」を元龍池小学校跡地に開設し、運営している。（開設 平成18年11月、収蔵 約30万点、平成26年度入場者数 276,841人）

調査事項 「マンガの収集・保管・展示及びマンガ文化に関する調査研究など事業について」

《視察の概要》

国内初のマンガ文化の総合的拠点とされ、京都市と京都精華大学の共同事業で、世界から注目されている「京都国際マンガミュージアム」を視察する。収集・資料保管・展示方法やマンガ文化に関する調査研究及び特別企画展などの取り組みを調査し、横手市増田まんが美術館の運営に参考とする。



(1)具体的な取り組み

マンガミュージアムの機能

- ① マンガ文化の調査研修
- ② 人材育成
- ③ 新しい産業の創出

- ・ 所蔵資料約30万点の内7～8割は、データベース化している。
- ・ 江戸時代から続くマンガの歴史文化の研究成果を公表している。海外（欧米）からも同じ年代のマンガを収集したものを同時公開している。
- ・ 人材育成については、登録制のインターシップの学芸員の受入、若手クリエイターの作家活動の支援。
- ・ 新しい産業については、精華大学を中心とした産学官連携事業の推進を図る。また、観光拠点として集客を図ることも、創設当時からの役割としている。マンガガールコレクション

やコスプレ大会などの開催は、参加される方が、そのためだけに制服などを発注することから、産業の振興にも繋げている一例。

・「五感で楽しむイベントづくり」をして集客を図っている。作家のトークショーや描画手順を観せるライブドローイング上映会。紙芝居や似顔絵工房、建物を利用したプロジェクションマッピング、やなせたかし先生のアニメソングコンサートや、グルメマンガに出てくるレシピを実際に調理して試食するイベントなどを企画。匂いや味を楽しむこともまさに五感。ここにすれば、何か違うことをしていると思わせることも大切とされた。

・館内見学では、各種ギャラリー、マンガの壁、紙芝居小屋、龍池歴史記念室、研究室・研究図書閲覧室、地下収蔵庫を案内いただいた。



【所 感】

当施設の特徴的なことは、観光都市のため来館者の約半数が外国人（欧米が多い）であり、来館者数の75%が大人である。

施設の運営については、年間約3億円で運営され、資料収集については、財源がないため無償で提供いただいている。また、地域の要望により廃校を利活用し、館内には当時の面影をそのままに龍池歴史記念室を設置していることも、魅力的であった。一度チケット購入すれば、その日のうちなら何度でも再入場でき、また屋外の芝生にマンガを持ち出して読むことも可能としている。マンガのもつ魅力や可能性を最大限に生かされている印象を受けた。

東京では、明治大学が主体となって始めようとするマンガミュージアムがあり、昭和後半からの新しいものを収集展示予定。京都は、古いものをたくさん集めようとしている。双方の連携が既に始まっているとのこと。

増田まんが美術館においても、コンセプトを明らかにし、東京・京都のマンガミュージアムとも連携して、外国人観光客なども引き込むことが大切と感じた。

京都市立東山泉小中学校東学舎（7月12日訪問）

《小中一貫教育の概要》

京都市では、平成16年度に内閣府の構造改革特区制度を活用し「小中一貫教育特区」の認定を受けた中学校ブロックにおいて、小学校における英語化や小中一貫した読解カリキュラムの開発など、小中学校間の連続性を高める特色あるカリキュラムを構築して、小中一貫教育のスタイルを築いてきた。また、同年、全ての小・中学校に「小中連携主任」を配置し、小中学校の連携強化を図る取り組みを開始している。

それらの成果を受け、中学校入学時に学校生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の解消や「学力向上」をはじめ、社会のめまぐるしい変化や子どもたちの心身の発達の早期化に対応し、子どもたちの個性・能力を効果的に引き出す取り組みとして定着。平成23年度からは、全ての中学校区において、小中学校共通の教育目標を定め、目指す子ども像を共有し、義務教育9年間での、子どもたちの学びと育ちを支える教育活動を展開している。

調査事項 「小中一貫校の取り組み等について」

《視察の概要》

小中一貫教育で実績のある京都市。平成26年開校となった東山泉小中学校は、施設分離型で、義務教育の前期5年間をファーストステージとして「西学舎」で学び、後期4年間を「東学舎」で学ぶ5-4制の小中一貫教育を実施している。当校の取り組みは、文部科学省が開催する「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」において作成された報告書（平成27年7月発行）に先行事例として掲載されている。小中一貫教育の現状と課題について調査する。



① 小中学校が連携した教育カリキュラムについて

- ・ 現行の学習指導要領の指導内容を順守している。京都市では、学習計画を学習スタンダードとして実施し、学校では「シラバス～学びのみちしるべ～」を作成して周知している。
- ・ 小学校の担任が、国語・算数・社会を受け持ち、他の科目は中学校籍の教科担任が指導するなどの教科担任制システムがしっかりと構築されている。算数と数学は、小学校の先生と中学校の先生が連携したカリキュラムによって指導を行っている。
- ・ 9年間を通した学びのスタイルやルールを定めた「東山泉・学びのスタンダード」を各家庭と学校が共有し、家庭と学校が緊密に連携することで、子どもたちの学習習慣の定着と充実を図っている。

② 学年段階の区割りにについて

地域の状況また規模などにより施設一体型 4-3-2 制や施設分離型 5-4 制、連携型の 6-3 制の区割りがあ。学校統合及び区割りにについては、教育委員会ではなく、地元主導型で決めている。PTAなどで構成された「小中学校統合協議会」等が主となり、十分に検討されてから統合に関する要望書が教育委員会に提出され、区割りなども決定される。

③ 一貫校における特別支援学級の体制について

- ・ 京都市では、特性学級として9年間を通し、当該児童生徒を担当している。このため、個

別の指導計画などが9年間連続して運用していくため、効果は大きい。

④ 教育スタンダード（京都市版）について

・教科書採択のたびに、全教科の年間指導計画や評価計画などを作成し、全校・全教員に配布している。

⑤ タブレット端末の活用事例（授業でのICT活用）

・授業時の班ごとの意見集約や調べ学習に活用している。当校では、Windows 40台・タブレット端末を40台導入し活用している。英語の授業で活用されている様子を動画で拝見した。タブレットについては、教員の裁量により活用の幅が大きくなるため、慎重に進めているとのこと。

⑥ 統廃合等による廃校の活用について

- ・学校は、閉校後も地域の活動の拠点であり、学区のシンボルとされている。
- ・地域の自治活動や防災拠点施設としての役割を担い、夏祭りや区民運動会などの行事が行われている。
- ・学校跡地の本格的な活用決定するまでの間は、教育委員会の管理のもと、学校教育活動で活用するとともに、地元の自治活動や市の関連事業などによる斬新的な利用を行っている。
- ・廃校の活用事例 京都国際マンガミュージアム、京都美術工芸大学など

⑦ 小中一貫教育の成果と課題について

（成果）

・小学校の学習発表会は6年生までだが、中学校の文化祭や合唱コンクールは5年生からで、体育大会や児童・生徒総会には1から9年生まで全員が参加して行っている。上の学年の生徒ほど小さい子どもたちに気遣いができる仕組みが自然とつくられている。

子どもの姿から

- ・中学校への進学に不安を思える児童が減少した。
- ・いわゆる「中1ギャップ」が緩和された。
- ・上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。

教員、地域、保護者から

- ・教員の指導方法の改善意欲が高まった。
- ・小中学校の教職員間でのお互いの良さを取り入れる意識が高まった。
- ・

（課題）

- ・小中学校間での打ち合わせ・研修時間の確保。（移動時間も含めて）
- ・9年間の系統制に配慮した指導計画の作成・教材の開発。
- ・小学校卒業後に進学する中学校が複数に分かれる小学校区を有する中学校区での小中一貫

教育全般の在り方。



【所 感】

小中一貫の取り組みについては、我々にはまだ未知の世界だが、教育環境の変化や中1ギャップ等諸問題が謳われている中で、その果たす役割について調査した。

そのなかで見えたことは、学習について小学校では、担任と中学校籍の教科担当が指導するなどの「教科担任制システムが構築されており、効果的な学習指導が行われているものと感じた。学校生活については、1年生から9年生まで全員で学校行事を行っていることで、上学年が小さな下学年に接することで気遣いや優しさが育まれるようになっていることや、また手本となろうとする意識が高まっていることから、いじめや不良等の問題が少なくなっているという意外な効果が出ていることに関心した。また、中一ギャップの解消も図られるとのことで小中一貫校には、現代の問題を解決する術があるものと教えられたような感じであった。

最後に特別支援学級が、9年を通しての指導なので当該児童生徒に対しては、細やかに理解を深めた上で対応できるということは、非常に素晴らしいものであると思った



公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター（7月13日訪問）

《まちづくりセンターの概要》

多くの観光客の支持を集めるなど、文化首都としての京都の存在は益々高くなっている。

一方では、少子高齢化や人口減少などを背景とする地域活力の低下、コミュニティの弱体化が進むとともに、駐車場や空き家が増加し、都市景観など京都の魅力の低下を招きかねない状況となっている。

当センターでは、こうした課題に対応し、「地域まちづくり活動の促進」及び「地域と共生する土地利用の促進」を2本の柱に専門家や学識者、市民団体、ボランティアなど多様な主体との連携により、地域コミュニティや地域経済を活性化させ、京都らしい景観の保全・創造、質の高い住環境の形成など京都の都市特性を伸ばすことを目的として取組を進めている。
(平成9年10月設立)

調査事項 「地域まちづくり活動支援と京家継承の現状について」

《視察の概要》

京都市における地域まちづくり活動支援の内容や京家の保全・再生・継承などの取り組みの現状と課題について調査する。



① 京都市の環境規制について

・平成に入り、京都に馴染まない高いビルが建ち始め、沿道にも店舗の看板がところ構わず設置されたことにより、文化都市「京都」のまちなみが危ぶまれていた。

・平成6年「古都京都の文化財」が世界遺産登録となり、平成8年には、京都市が景観規制、高さ規制、屋外広告物規制の強化を図る。

・平成19年、法律・条令による景観規制（新・景観政策）がスタートする。基本コンセプトとして、50年後、100年後の京都の将来を見据えた歴史都市京都の景観づくりを推進。建物は私有財産であっても、景観は公共財産であるという考えから、優れた景観を守り、未来の世代に継承することは、現代に生きる私達一人一人の使命・責務とした。

・京都の大文字がどこからでもきれいに見えるように、高さ規制や全ての建物を対象としたデザイン規制が行われ、38箇所の眺望景観保全が進められている。

・景観のまちづくりの機運が高まり、一部の地域では、店舗の看板が暖簾へ浸透しつつあるとのこと。

② 地域まちづくりの取り組みについて

住民参加による地区計画など、地域住民が景観の自主ルールづくりを策定している。下屋町地区の取り組みについて、スライドにて説明いただく。

③ 地域景観づくり協議会の取り組み

・地域景観づくり協議会制度については、住民が主体的に景観づくりに取り組む地域において、事業者が建築行為や屋外広告物の掲示などをする場合、あらかじめ、地域組織である「地域景観づくり協議会」と意見交換を義務づけるもの。(平成23年4月制度化)

・先斗町まちづくり協議会の「地域景観づくり計画書」は100ページを超える計画であり、地域の人たちで自主的にとりまとめている。スライドでは、施行前と施行後の取組例が紹介された。その効果は明確であり、制度化することの重要性を感じた。

④ 京町家の保全・活用・再生の取り組み

- ・京都における町屋の数は、約48千軒あり、そのうちの約5千軒が空き家となっている。
- ・この空き家に対する主な支援制度は、空き家活用・流通支援等補助金があり、空き家を活用する場合の改修費用や家財の処分費用に助成される。
- ・耐震化についての主な支援については、京町家耐震診断士派遣支援及び耐震改修工事の助成制度がある。
- ・歴史的な建物の修理・修景については、主な支援制度があり、景観重要構造物に指定された建物については、補助金上限1千万円（補助率2/3）、歴史的な家屋形成建造物に指定された建物は、補助金上限3百万円（補助率1/2）の支援がある。
- ・景観重要構造物に指定されない京町家については、当センターによる事業を活用。

「京町家まちづくりファンド」

平成17年9月に設立した「京町家まちづくりファンド」の資金を活用し、京町家の改修や町並み修景のための工事等に対して、助成を行っている。これらを活用して、維持していくことで、格上げされて各建造物に指定される仕組みづくりを行っている。

また、京都の伝統と暮らしの文化を伝える京町家の価値観を明らかにし、良質な歴史資産として継承していくのを目的に「京町家カルテ」を作成して、適切に維持・管理・継承されていくよう支援している。

・京町家の保全では、相続という問題がある。相続税の優遇制度がなく、売らないと相続税を払えないという状況が、町家の維持に大きな壁として立ちはだかっている。「町家」という財産を、単なる私有財産として捉えるのではなく、京の都の歴史を繋ぐ価値あるものとして残していくための措置を講じることも課題とされた。

【所 感】

京都のまちづくりについては、やはり、世界の京都だけに規制はしっかりとされ厳しく対処されているものと感じた。住民もきっちりとそれに参画している。京町家の保全活用再生については、各種助成や対策があるようだが、一部外国人等の利活用については、住民とのトラブルやコンプライアンス違反等があり、まちづくりセンターにおいても苦慮しているようだった。外国人等観光客が今後増えると予想される中、伝統的建造物群をもつ我々もそれら等を意識して保全活用再生していかなければならないと思った。

以上、報告いたします。